

広島県建築基準法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十六年十二月二十四日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県条例第五十六号

広島県建築基準法施行条例の一部を改正する条例

広島県建築基準法施行条例（昭和四十七年広島県条例第十六号）の一部を次のように改正する。

第三条中「第八条第一項」を「第九条第一項」に改める。

附 則

この条例は、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成二十六年法律第九号）附則第一条に規定する政令で定める日から施行する。